

盛川

1 漁業権番号	内共第14号（盛川）						
2 漁場の区域	大船渡市大船渡町川口橋下流端の線から上流の盛川本流及びその支流の区域						
3 遊漁についての制限の範囲	(1) 遊漁の方法等の制限	名称	遊漁の方法	区域	期間		
		あゆ	友釣り又は擬餌釣り（リール竿を除く。）	盛川本支流の免許区域	7月1日から11月30日までの期間内で組合が定めて公表する期間		
			がら掛け（リール竿を除く。）	猪川町大渡橋から上流の免許区域	8月25日から9月10日までの期間内で組合が定めて公表する期間		
		やまめ	餌釣り 擬餌釣り	盛川本支流の免許区域	3月1日から5月31日まで及び7月1日から9月30日まで		
		さくらます	餌釣り	〃	3月1日から5月31日まで		
		いwana	餌釣り 擬餌釣り	〃	3月1日から5月31日まで及び7月1日から9月30日まで		
		うなぎ	置釣り どう	〃	1月1日から12月31日まで		
		うぐい	餌釣り 擬餌釣り がら掛け	〃	〃		
		こい	餌釣り	〃	1月1日から9月30日まで		
		かじか	餌釣り 擬餌釣り	〃	〃		
	組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、各欄に定める範囲を制限することがある。						
	(2) 区域の制限	区域			禁止期間		
	大船渡市日頃市町甲子鹿鳴橋下流端から鷹生ダム堤体の下流115メートルの地点までの区域（ダム湖に流入する支流を除く。）			1月1日から12月31日まで			
	(3) 漁具・漁法の制限	まき餌及び潜水による採捕は、禁止する。					
	(4) 全長の制限	名称		禁止に係る全長			
やまめ（ひかりを含む。）		13センチメートル以下					
いwana		〃					
うなぎ		30センチメートル以下					
うぐい		10センチメートル以下					
こい		〃					
かじか		5センチメートル以下					
(5) その他	組合が濃密放流して開設するあゆの特設釣場又はあゆのつかみどり漁場において遊漁をしようとする者は、組合が別に定めて公表した料金を納付しなければならない。						
4 遊漁料の額及びその納付の方法	区分	遊漁券区分	名称	漁具・漁法	日券	年券	納付場所
	(1) 一般遊漁料	全魚種	あゆ	友釣り、擬餌釣り又はがら掛け（リール竿を除く。）	円 1,000	円 7,000	組合事務所及び指定販売所
			やまめ いwana かじか	餌釣り 擬餌釣り			
			さくらます こい	餌釣り			
			うなぎ	置釣り どう			
			うぐい	餌釣り 擬餌釣り がら掛け			

	遊漁券販売所	ア 幼児及び小学校児童は、無料とする。				
		イ 中学校生徒、身体不自由者及び大船渡市の区域内に現に居住する住宅を所有する75歳以上の者は、半額とする。(日券を除く。)				
	ウ 上記の納付場所以外で遊漁料を納付する場合は、幼児、小学校児童、中学校生徒、身体不自由者及び75歳以上の者を除き、500円を加算した額とする。					
	名 称		電話番号		名 称	
岩手県内水面漁業協同組合連合会ホームページをご参照ください。						
(2) 県内共通遊漁料	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	個 人	団 体	納付場所
	全魚種	あゆ	友釣り	円	円	岩手県内水面 漁業協同組合 連合会事務所 TEL 019-623 -8712
		やまめ いわな うぐい かじか	餌釣り 擬餌釣り			
		さくらます こい	餌釣り			
		うなぎ	置釣り どう			
	雑魚	やまめ いわな うぐい かじか	餌釣り 擬餌釣り	15,700	14,000	
さくらます こい		餌釣り				
うなぎ		置釣り どう				
5 遊漁に際し守るべき事項	(1) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員から要求されたときは、これを提示すること。 (2) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従うこと。 (3) 遊漁者は、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしないこと。 (4) 遊漁者は、次の区域及び期間においては、川底をかくはんしないこと。 大渡橋から佐野橋までの区域であって、6月1日から11月30日までの期間					